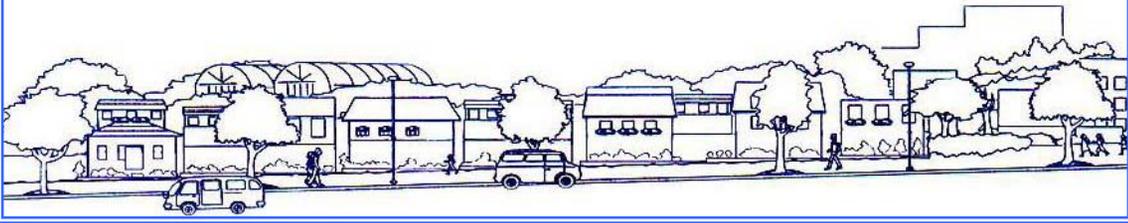


江戸川沿川 篠崎公園地区



NO.42

2015/1/14
江戸川区土木部
区画整理課



連絡先：沿川整備第二係
TEL 5664-2616

あけましておめでとうございます。

今年もよろしく願いたします

あけましておめでとうございます。

昨年末に開催したまちづくり事業説明会には、多くの方にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。

本年は土地区画整理事業の認可取得に向けて準備を進めてまいります。地域の皆様にはより一層まちづくり事業にご理解を深めていただけるよう、また安全安心なまちづくりの実現のため職員一同努力してまいります。

本年も引き続き皆様のご支援を賜りますよう、よろしく願いたします。

土木部長 高井 聖



謹賀新年

篠崎公園地区まちづくり事業説明会でいただいたご質問について

No. 41 まちづくりニュースに引き続き、篠崎公園地区まちづくり事業説明会

(平成26年12月12・13日開催) でいただいたご質問を紹介します。

Q：1月中に事業計画の公告・縦覧を行い、27年度中に事業化するというが、初めから時期を決めて進めるべきではないと考えている。無理に進めないよう強く要望する。

A：(区)平成26年5月に確認書を取り交わした後、地域の方へ事業スケジュール、事業の仕組み、移転補償金の考え方などを個別に説明してきた。事業計画案を示し、皆様の意見を聞いて、それに対する区側の見解を示し、その後に事業計画決定という流れになる。江戸川区のすべての事業が決まった後に、国の高規格堤防整備事業と基本協定を結び、一緒に行うことで効果を大きくしていくために共同で事業を行っていきたい。

Q：区は私たちがどこに移転することになるのかなど、それを示した換地設計を決めているのか。

A：(区)換地設計案については、事業計画案に基づき検討している。なお移転先(換地)については、土地区画整理審議会を設置し、審議会に換地設計案を説明した後、皆様から意見をいただく。その上でいただいた意見については、審議会で審議し移転先を決定していくことになる。

事業計画案の縦覧を行っています

前号でお知らせさせていただきましたが、下記のとおり事業計画案の縦覧(閲覧)を行っています。この事業計画案についてご意見のある方は、1月14日(水)から2月11日(水)までの間に東京都知事に意見書を提出することができます。

事業計画案の縦覧について

縦覧期間	平成27年1月14日(水)～1月28日(水)
縦覧できる時間帯	午前8時30分～午後5時15分
縦覧場所	①土木部 区画整理課(区役所第二庁舎1階) ②篠崎地区まちづくり事務所(北篠崎2-26-7) ※土日の縦覧については、②の篠崎地区まちづくり事務所で行います
内容	東京都市計画事業上篠崎一丁目北部土地区画整理事業
意見書提出期間	平成27年1月14日(水)～2月11日(水・祝) ※意見書の提出について 持参の場合は土日祝を除きます 郵送の場合は当日消印有効です
意見書提出先	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 電話：5320-5444 東京都都市整備局市街地整備部区画整理課(東京都庁第二庁舎19階)
問合せ先	篠崎地区まちづくり事務所 電話：5664-2616

<連絡・問い合わせ先>

区画整理課 沿川整備第二係

篠崎地区まちづくり事務所

TEL 5664-2616

※お電話は平日午前8時30分から午後5時までの間にお願いします。

【URL】 <http://www.city.edogawa.tokyo.jp/kankyo/toshikeikaku/machidukurijoho/index.html>

